

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和5年6月15日(木)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 6月15日 午前10時15分			
	閉会 6月15日 午前10時30分			
出席委員	委員長 委員 " "	松尾 万葉香 近藤 沙織 田中 まどか 森崎 成喜	副委員長 委員 " 議長	加藤 将伍 加藤 大輔 山田 一繁 鈴木 健夫
欠席委員	なし			
説明のため出席した者の職氏名	総務部長 主幹 (市民税担当)	相磯 剛啓 吉野 修	税務課長 主幹 (資産税担当)	内藤 好一 井上 憲
書記	事務局長 主幹	林 政男 金子 砂知子	次長 主事	吉田 聡明 小山 和也
	議案第30号 日高市税条例の一部を改正する条例			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前10時15分

○松尾委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第30号の審査であります。

この議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略
いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

議案第30号 日高市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○松尾委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時16分

○松尾委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

近藤委員。

○近藤委員 今回の森林環境税についての質疑なのですが、復興税が今まで1,000円の徴収が来年度で終了するタイミングで、新しく今回同じ額の1,000円の税金ということで、森林環境税が設定されているかと思うのですが、そうすると国民負担としては変わらないかと思うのですが、復興税のときは県税と市税で500円、500円ということだったので、森林環境税は国税なので、市税として入ってきていた500円はそのまま入ってなくなる。そうすると、市の財源は減少するという理解で合っていますでしょうか。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。

そちらについては、市といたしましては減収という形になります。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 今のところ、同じところをお願いします。

昨日の本会議の質疑で、市内の森林環境税の課税対象者は約28,500人、税収額は約2,850万円というご答弁がありました。そして、今、近藤委員からの質疑で減収になるということで、これについて、さらにお聞きしたいのですが、住民税均等割に1,000円上乗せする形で、今回、市が森林環境税を徴収するわけですが、2,850万円は国に納付されます。現在も復興財源確保のために住民税が1,000円上乗せされていますけれども、こちらは地方税で防災のために、先ほど近藤委員が言われたように、県と市で2分の1ずつ使われています。

このようにいわばですね、同じ1,000円なのですがけれども税の付け替えみたいなことが行われているんです。これが行われることによって、市の税収（財政）にどのような影響があるのか伺います。

それから、2点目。議案書の14ページから15ページにかけて、附則第15条の2及び第16条の2の改正は何を意味するのか、伺います。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 質疑に順次お答えいたします。

1点目の税収への影響についてでございますが、個人市民税の均等割引上げは、平成23年度から平成27年度までの間において地方公共団体が全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度までの間、引き上げられているものでございます。

森林環境税につきましては、国税として徴収し、森林環境譲与税として都道府県と市町村に譲与され、森林の整備に関する施策等に使われるという仕組みでございますので、個人市民税の引上げ分と単純に比較するものではないと考えておりますが、収入だけで申し上げますと、個人市民税均等割は約1,400万円の減、森林環境譲与税は約1,000万円の増と見込んでおります。

2点目の改正の意味につきましては、燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化を目的としたもので、燃費・排ガスの不正行為により納付不足額が生じたときに、納税義務を自動車メーカーに負わせる特例規定がありまして、この納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるものでございます。

○松尾委員長 田中委員。

○田中委員 再質疑をお願いします。

まず1点目なのですがけれども、もともと上乘せされていた分なので、市民税の減収とは言わないのかもしれませんが、市民税収に1,400万円の影響があるというお答えでした。

私は復興税から森林環境税への付け替えは、国としてはずるいやり方だと思っています。納税者からすると納めるのは同じ1,000円なのですが、税の目的も課税主体も違います。このことは納税者にしっかりと周知すべきだと思いますがいかがでしょうか。

それから2点目について、いわゆるこれはメーカーの不正行為へのペナルティということなのですが、この条文の対象となるメーカーが市内にあるのかどうか、伺います。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。

周知の方法につきましては、市ホームページに掲載、来年の納税通知書にチラシを封入して、周知していきたいと考えております。

2点目の市内に対象メーカーはあるかという質疑でございますが、市内に自動車販売店はありますが、市内に対象となる自動車メーカーはありません。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 議案第30号、今回の税条例改正について、4点お伺いいたします。

1点目、議案書3ページから4ページの箇所ですけれども、森林環境税の導入に伴う改正となっておりますが、納税義務者の負担額はどうなるのか。また、森林環境税はどのように使われるのかについて、ご説明をお願いいたします。

2点目、議案書3ページの中段、給与支払者を經由して提出する申告書について、改正されておりますが、改正の内容について説明をお願いいたします。

3点目、議案書4ページ中段からやや下の箇所、税条例第82条のところ、「特定小型原動機付自転車」とありますが、特定小型原動機付自転車の定義と税額について説明をお願いいたします。あと、市内で見かけたことがあるかどうか、それも含めてお願いします。

4点目、先の議員懇談会資料にもありましたけれども、大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置について、この減額措置が創設された目的と対象となるマンションの条件についてご説明をお願いします。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 税条例の改正の質疑につきまして、順次お答えいたします。

1点目の森林環境税の導入に伴う納税義務者の負担額についてでございますが、当該個人の市民税の均等割の賦課徴収に併せて行うものであり、1人当たり年間1,000円を負担していただくものでございます。

次に、森林環境税はどのように使われるのかについてでございますが、国は、森林環境税の全額を森林環境譲与税として、都道府県と市町村に譲与する仕組みとなっております。

続きまして2点目の給与支払者を經由して提出する申告書についての改正についてでございますが、今回の改正は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合の年初に提出する申告書の記載事項につきまして、「前年から異動がない旨」の記載に代えることを可能とするものでございます。こちらにつきましては、令和7年1月1日からの施行となります。

続きまして3点目の特定小型原動機付自転車の定義と税額についてでございますが、現行の原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6キロワット以上であって、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下かつ最高速度時速20キロメートル以下のものを特定小型原動機付自転車と定義しておりまして、主なものとしては、電動キックボードになります。

特定小型原動機付自転車の税額につきましては、現行の原動機付自転車と同様、軽自動車税（種

別割)は、2,000円でございます。あと、市内で見かけたことがあるかについてでございますが、私は市内で見かけたことはございません。

最後に4点目、大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置が創設された目的でございますが、建築年数が長く経過したマンションは、今後急激に増加する見込みであり、必要な大規模修繕工事がなされないと外壁の剥落など居住者や周辺住民の生命・身体に危険を及ぼすおそれ等があることから、マンションの管理組合に対して必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切な時期に実施するよう促すために創設されたものでございます。

対象となるマンションの条件ですが、主なものとして4点ございます。1点目として、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に工事が完了していること。2点目として、建築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること。3点目として、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。4点目として、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために、必要な修繕積立金が確保されていることが要件となっております。

○松尾委員長 山田委員。

○山田委員 4点目のマンションの件ですけど、日高市に対象はないということですね。

○松尾委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。日高市に対象のマンションはございません。

○松尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○松尾委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○松尾委員長 これより討論に入ります。

議案第30号に対し、反対の方願います。

(なし)

○松尾委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第30号 日高市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○松尾委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時30分

総務福祉常任委員会

委員長 松 尾 万 葉 香